【補助金】平成29年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

[所　管]　（社）環境共創イニシアチブ SII （経済産業省）

[期　間]　平成29年5月25日 ～ 平成29年6月26日 12時必着 郵送
まずSIIホームページに登録・入力した書類を印刷、ファイリング

[対象者]　国内で事業を営む法人と個人事業主

今年度は、申請パターンが2種類に分かれます。

[要件 ①]

①工場・事業場単位

設計費、設備費、工事費合計の1/3
エネマネ共同 は、1/2
上限額 15億円 下限額 100万円

ア）省エネルギー対策事業
イ）ピーク電力対策事業
ウ）エネマネ事業

上記ア～ウの単独もしくは組合せ

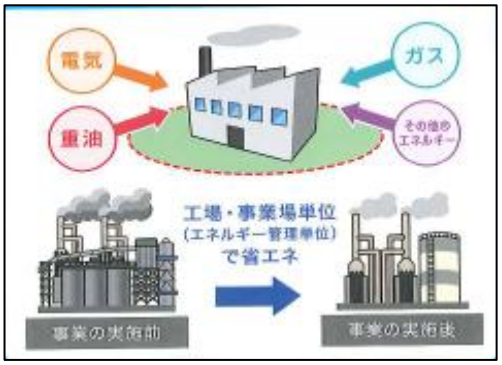

[要件 ②]

ア）各工場・事業場の省エネ率
①省エネ率1%以上（原油換算kl）
②エネルギー使用量1,000kl 以上削減
など、申請要件が厳しい
*ドラム缶一本200l ×5本分の原油削減

イ）蓄電池、蓄熱システム、自家発電を導入してピーク削減

ウ）エネマネ事業者とエネルギー支援契約
エネルギーマネジメントシステム導入

②省エネ設備入替

設備費のみ 1/3

10設備 入替 → トップランナー省エネ設備に更新

下限額があるので、設備費だけで150万円以上の改修工事が必要
中小企業者は、設備費だけで90万円以上

中小企業者の定義（どちらかを満たす）

	資本金	従業員
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

[補助金で経営強化]

設備投資 → 資産が増える　　補助金が入る → 現金が増える
最新設備 → 省エネ → 電気代が安くなる → コスト削減

[補助金・助成金 うまく活用！ お問い合わせ 窓口]
一般社団法人 日本総合法務
TEL：06-6223-0014　FAX：06-6222-4027
E-MAIL：jkotaka@nichihott.com　担当：小高

頼れる専門家集団

一般社団法人日本総合法務は、弁護士・税理士・中小企業診断士 などの専門家集団です。お客様の事業繁栄のお手伝いをしています。